最終更新日:2015年6月23日

メタウォーター株式会社
代表取締役社長　木田 友康
問合せ先:経営企画本部 03-6853-7317
証券コード:9551
http://www.metawater.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、社会とともに持続的な発展を遂げるため「エンジニアリング企業として『水資源の最適解』を提供し、いつでも どこでも だれもが水と共に安心して生きることができる社会を願い、たゆまぬ挑戦を続ける」という理念のもと、お客様、地域社会、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様の期待にお応えし、社会から信頼され、社会に貢献し続ける企業グループを目指します。この実現に向けて、当社グループでは、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 取締役会及び監査役会を設置するとともに、独立役員の任用により、業務執行に対する監督体制を強化し、信頼性・透明性の高い企業経営を行います。
2. コンプライアンスの推進及び内部統制機能を強化し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。
3. 公正・公平・適時・適切に情報開示を行うとともに、ステークホルダーの皆様と積極的なコミュニケーションを図ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本碍子株式会社	7,500,000	28.93
富士電機株式会社	7,500,000	28.93
ジェーピー モルガン チェース バンク385632	1,152,700	4.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	544,200	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	398,200	1.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	287,000	1.11
ゴールドマン サックス インターナショナル	243,700	0.94
岩崎 泰次	206,700	0.80
エムエルアイ イーエフジー ノン トリーティ カストディー アカウント	125,700	0.48
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド	112,300	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド及び共同保有者2者より連名で提出された平成27年4月6日の大量保有報告書において、平成27年3月31日現在で、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店が1,170千株、T. ロウ・プライス・アソシエイツ, インクが92千株、T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが78千株を、それぞれ保有する旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂部 進	他の会社の出身者							○	○			
松本 淳一	他の会社の出身者							○	○			
末 啓一郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂部 進		当社の関係会社であり大株主である日本碍子株式会社の取締役常務執行役員であります。同社と当社との間には、取引関係がありますが、取引条件は公正であり、独立性が確保されております。	日本碍子株式会社において要職を歴任しており、その豊富な経営経験に基づき、経営全般における幅広い知識と見識を当社経営全般に活かしていただくことを期待して、当社の社外取締役に選任しております。
松本 淳一		当社の関係会社であり大株主である富士電機株式会社の取締役執行役員であります。同社と当社との間には、取引関係がありますが、取引条件は公正であり、独立性が確保されております。	富士電機株式会社において要職を歴任しており、その豊富な経営経験に基づき、経営全般における幅広い知識と見識を当社経営全般に活かしていただくことを期待して、当社の社外取締役に選任しております。
			弁護士であり、国際通商関係をはじめとする国

末 啓一郎	○	ブレークモア法律事務所のパートナー弁護士、日本信号株式会社及び日本発条株式会社等の社外監査役であります。 同氏、同氏の所属する事務所及び同氏が社外監査役を務める企業と、当社には人的関係・資本的関係・取引関係はありません。	際業務に精通されていること、また、他社の社外役員を歴任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その国際的な経験と高い独立性を当社経営の全般に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。 同氏は、金融商品取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、それぞれ独立性を確保しておりますが、監査計画の相互報告や定期的な意見交換等により連携を密にし、監査効率及び監査実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
植村　公彦	弁護士								△					
瀧本　和男	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			弁護士であり、会社法をはじめとする企業法務に精通していること、また、他社の社外役員を

植村　公彦	○	弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナー弁護士、株式会社不動テトラの社外監査役であります。 弁護士法人御堂筋法律事務所と当社とは、当社発足の平成20年度から平成25年度にかけて、顧問弁護士料等として総額21百万円の報酬の支払いを行っております。現在は、当該事務所と人的関係・資本関係・取引関係、その他の利害関係はありません。	歴任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その豊富な経験と高い独立性を、当社経営の全般に活かしていただくことを期待して、社外監査役として選任しております。 当社と同氏の所属する左記事務所とは、過去の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。 同氏は、金融商品取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、独立役員に指定しております。
瀧本　和男	○	東京九段会計事務所の公認会計士、株式会社バイテックの社外取締役であります。 同氏、同氏の所属する事務所及び同氏が社外取締役を務める企業と、当社には人的関係・資本的関係・取引関係はありません。	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他社の社外役員を兼任し、当社の関連業界に偏らない広い視点を保有していることから、その財務及び会計に関わる豊富な経験と高い独立性を、当社経営の全般に活かしていただくことを期待して社外監査役として、選任しております。 同氏は、金融商品取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対し、業績の反映を賞与にて行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、次のとおりです。
取締役　　：195百万円(8名)
監査役　　：28百万円(1名)
社外取締役：8百万円(5名)
社外監査役：10百万円(3名)

(注)上記には、平成26年6月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役2名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)に対する報酬等を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の各役員の報酬等は、株主総会で決議された報酬の範囲内において、次の方針のとおり決定しております。
(1) 業務執行取締役
役位別の固定報酬と当該事業年度の業績に連動する賞与によって構成され、賞与については、会社業績と個人業績の総合評価により決定しております。
(2) 社外取締役
業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定しております。
(3) 監査役
業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする担当部門は、経営企画部門及び内部監査部門です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は経営監督、重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役」・「監査役会」を設置しております。各機関の位置付け及び役割は、以下のとおりです。

1. 取締役会
取締役会は、毎月1回定例にて開催されるほか必要に応じて適宜開催しており、経営監督と意思決定の機能を担っております。取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成されております。なお、原則監査役4名が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下経営執行部の職務執行状況の監視を行っております。

2. 監査役会
監査役会は、毎月1回開催され、経営監視の機能を担っております。監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は、当社事業、法律、財務に関する専門知識・経験を備えた人物を選定しております。監査役会では、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、スケジュールを定め、取締役の職務執行状況を監査しております。

3. 経営会議
経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、原則として毎月2回開催されます。本会議では、当社の職務権限規程に定められた重要な経営事項についての審議及び報告を行っております。なお、原則常勤監査役が経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、代表取締役以下、経営執行部の職務執行状況の監視を行っております。

4. 執行役員制度
経営の意思決定の迅速化、業務執行に対する監督機能の強化及び責任の明確化を図るため導入しております。執行役員は、取締役兼務執行役員5名を含む11名で構成され、任期は1年とし取締役会において選任・再任・解任します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役及び監査役13名中5名の社外役員の登用、及び独立要件を満たす社外取締役及び社外監査役の登用により、経営の監督・監視機能の確保が行えるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第42期定時株主総会は2015年6月22日（月）に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を導入しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、企業理念に基づいてディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は現在予定していませんが、当社ホームページ等を通じて個人投資家向けの情報開示に努めております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後と通期決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに国内で説明会を開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明会は現在予定していませんが、当社ホームページなどを通じて開示資料や説明会資料の英訳を公開しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	法定開示資料、金融商品取引所開示資料、広報発表資料、会社案内等、アナリスト・機関投資家・個人投資家の皆様に有用な資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	CSR推進室 広報IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」、「行動規範」にその方針を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	更なる企業価値向上を図るため専門部門であるCSR推進室を設置し、CSRの推進を図っております。当社は、企業と社会の双方の利益を調和させながら事業活動を行い、社会を支え、社会とともに歩む「良き企業市民」を目指します。また、全社横断の組織であるCSR委員会を設置し、 下部組織として、J-SOX分科会、リスク管理分科会並びにコンプライアンス分科会等を設けております。社会貢献・環境保全として清掃活動・森林保全活動等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、企業理念に基づき、企業情報を公正・公平かつ適時・適切に開示するとともに、ステークホルダーの皆様と積極的にコミュニケーションを図ることを基本方針とするディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページで公開しています。また、ディスクロージャーポリシーに基づき、企業情報を公正・公平かつ適時・適切に開示し、透明性・信頼性の高い経営 に寄与するため、社内規程として情報開示規程を策定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、平成27年4月24日開催の取締役会において同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項各号および第3項各号に定める体制の整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、次のコーポレートガバナンス体制により、経営の透明性および健全性の確保を図る。
a. 経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
b. 経営監督および経営監査機能の強化ならびに重要な業務執行にかかる経営判断プロセスの妥当性の確保を図るため、これにふさわしい資質を備えた社外役員を招聘する。
（2）当社は、当社役職員に対し、経営理念および行動規範の周知徹底を図る。
（3）当社は、次のとおりコンプライアンス体制を確立し、推進する。
a. コンプライアンス規程を制定するとともに、審議機関としてCSR委員会を設置する。
b. 規制法令ごとに社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確にしたコンプライアンスプログラムをCSR委員会の承認により制定し、年間計画に基づき実施するとともに、その実績をCSR委員会に報告する。
c. 取締役および監査役は、その職務の執行において必要とされる法令に関する研修に参加する。
d. 通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、使用人等からコンプライアンス対応部門および社外弁護士への通報を容易にする内部通報制度を設置することにより、法令、定款、社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図り、運用規程に基づき適切な対応を行う。
（4）当社は、反社会的勢力に対応するための基本方針および規程を制定し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
（5）当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、実効性の高い内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書管理規程を制定し、当社の重要な業務執行にかかる記録等を確実に保存および管理し、取締役および監査役が当該記録等の内容を知り得ることを保証する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、リスク管理規程を制定し、適切なリスク管理体制を整備する。
（2）当社は、大規模災害、重大事故、重大不祥事等の緊急事態の発生に備え、危機管理担当役員を任命するとともに、緊急時対応要領を策定し、緊急時の体制を整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役会決議により業務執行取締役の担当業務を定めるとともに、取締役会規則および職務権限規程により、業務執行にかかる意思決定に関する権限と責任の所在を明確にする。
（2）当社は、当年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価および見直しを行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、当社は、財務報告にかかる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の予算、営業成績、財務状況、経営課題その他重要な情報を、子会社の規模や重要度に応じ、当社への定期的な報告事項とし、経営上の重要な事項については、当社の承認を要するものとする。
（2）当社は、当社の経営方針、戦略等の徹底および子会社の経営の掌握、指揮の一環として、必要に応じて当社役職員を子会社の取締役に選任する。
（3）当社は、子会社に対する監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社役職員を子会社の監査役に選任するとともに、当社の内部監査部門は、当社監査役と相互に連携し、子会社の規模や重要度に応じ、内部監査を実施する。
（4）当社は、当社グループの役職員を一体として法令遵守意識の醸成を図るため、コンプライアンス規程および当社グループの役職員の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育の実施や助言、指導を行う。当社の内部通報制度については、子会社の役職員も利用可能とする。
（5）当社は、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施するため、リスク管理規程を定め、子会社の規模や重要度に応じたリスク管理体制を整備する。
（6）当社は、子会社の業務の適正性および効率性を確保するため、関係会社管理部門を設け、関係会社管理規程に基づき、当社と子会社間における協議、情報共有、指導、伝達、支援等が滞りなく行われる体制を構築する。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
（1）当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役が求めた場合には、監査役補助者を任命し、その決定には常勤監査役の意見の反映に努める。
（2）当該使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従い、取締役会あるいは取締役等からの指揮命令は受けないこととする。

8. 当社グループの役職員が当社の監査役に報告するための体制
当社は、当社グループの役職員の監査役に対する報告等に関する規程を制定し、監査役が、その職務執行において必要な情報を円滑かつ適切に収集することを可能とするための体制の整備として次の事項を定める。
a. 業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期的な報告および重要書類の回付等、

当社グループの役職員の業務執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。

b. 当社グループの役職員は、法令、定款等に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当該規程に定める方法により当社監査役に対して報告を行う。

c. 当社グループの役職員が当社監査役に対して報告したことを理由とする不利な取扱いを禁止し、当該報告者の保護を図る。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、経営の透明性および健全性を確保するため、監査に必要な専門知識および経験を備えた社外監査役を招聘する。

（2）当社は、監査役、内部監査部門および会計監査人の各監査機能の連携強化を進め、監査の実効性の確保を図る。

（3）当社は、監査役が職務の執行に必要であるとあらかじめ求める費用について予算を設けるとともに、監査役が、当該予算を超えて、弁護士、公認会計士その他の専門家に対する相談および調査等のための費用を請求するときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力との一切の関係を遮断する」という基本方針を取締役会で決議するとともに、以下の体制を整備・運用しております。

- 企業行動憲章及び社員行動規範に反社会的勢力排除の項目を織り込み、グループ社員全員へ基本方針の浸透を図っております。
- 反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、平時の備え・有事の対応方法等を具体的に規定しております。
- 反社会的勢力と一切の関係を遮断するため、取引先等ステークホルダーの属性チェックを定期的に実施しております。
- 万一取引先等が反社会的勢力と判明した場合に速やかに関係を解消するため、暴排条項を織り込んだ契約書又は覚書を締結しております。
- 警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等外部の専門機関と積極的に連携し、情報収集及び有事の対応等を効率的・効果的に行っております。
- 当社の反社会的勢力対応に関する主管部門を経営企画本部業務支援部としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

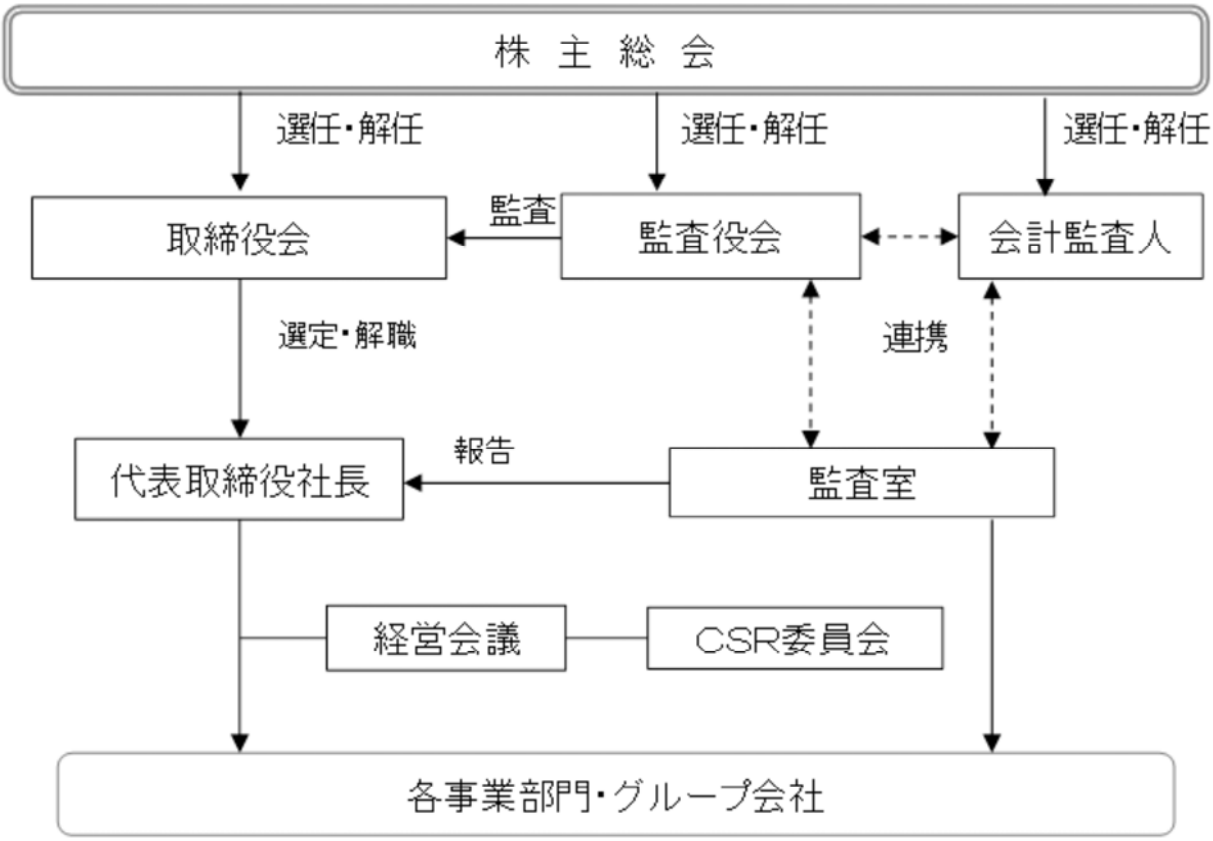
該当項目に関する補足説明

―――

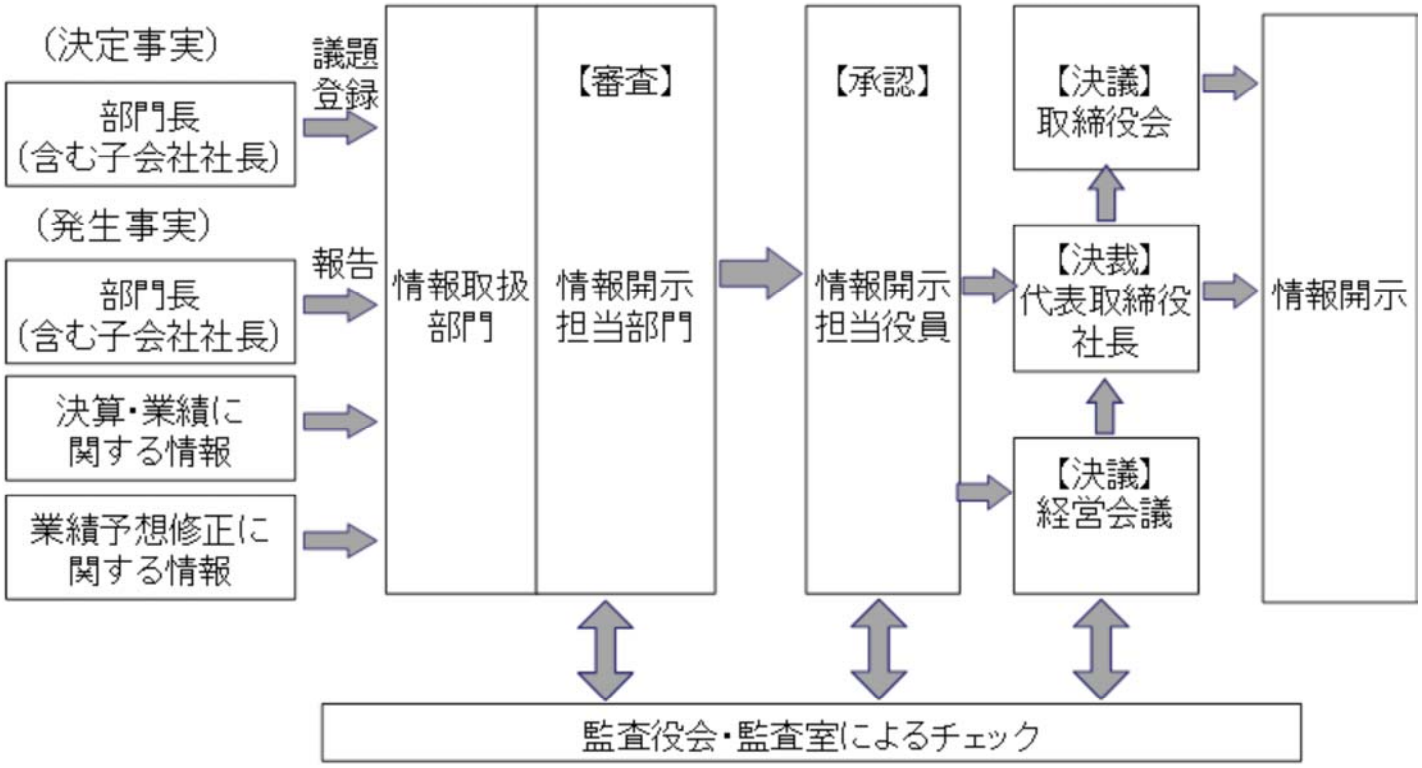
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】


（決定事実）
部門長
（含む子会社社長）
議題
登録
（発生事実）
部門長
（含む子会社社長）
報告
決算・業績に
関する情報
業績予想修正に
関する情報
情報取扱
部門
【審査】
情報開示
担当部門
【承認】
情報開示
担当役員
【決議】
取締役会
【決裁】
代表取締役
社長
【決議】
経営会議
情報開示
監査役会・監査室によるチェック